

特定行政庁が指定する区域

建築基準法(昭和25年法律第201号(以下「法」という。))第52条第2項第三号括弧書の規定に基づき、商業地域内における建築物の容積率の最高限度について、特定行政庁の指定により下表に掲げる数値が適用される区域を次のとおり指定する。

区域	面積	指定による数値
有楽町一丁目地内	約1.9ha	8/10

